

中山間地域の担い手としての集落営農の育成・強化

【 農林水産省 】

提案の内容

中山間地域農業の最も重要な担い手である集落営農組織の安定的な確保のため、「新たな経営安定対策」の規模要件について、平成16年度から米の価格下落対策として導入されている「担い手経営安定対策」に準じた経営規模要件に緩和すること。

【 現状と課題 】

国の新たな経営安定対策 - 「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月) -
経営規模等の一定要件(今秋設定予定)を満たす集落営農組織をその対象として位置づけている。

全国に先駆け集落営農組織を推進

- ・ 本県は中山間地域が大半を占め、農業生産条件は厳しい。(山間集落等割合 43% : 全国 23%)
- ・ 集落営農は、過疎化する中山間地域を中心に農業振興や農地の保全等に大きく貢献している。

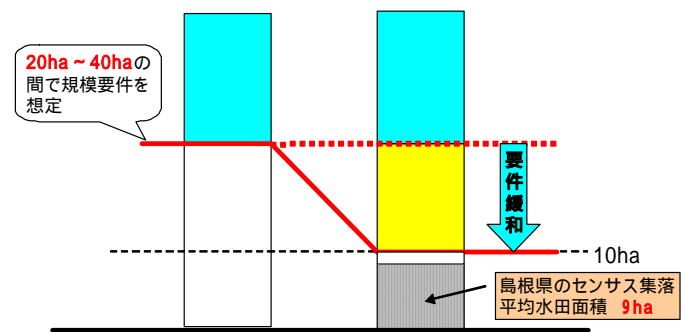
集落営農組織 : 465 組織、特定農業法人数は 50 法人 (全国 2 位)

これからの集落営農組織の育成

- ・ 担い手の育成を図るためには、集落営農の組織化・法人化及び規模拡大を緊急に進める必要がある。
- ・ 本県の1集落当たり平均水田面積は、全国の半分以下と小規模である。(県平均 9ha)
- ・ 国で検討されている「新たな経営安定対策」で想定される経営規模要件等のハードルは高く、これを満たす集落営農組織は非常に少ないと見込まれる。

想定 ; 経営規模 20ha 以上で法人化要件等を満たすもの

鳥根県 20 組織(全体の 4%)



【 本県の実組状況・方針 】

全国に先駆け集落営農組織の育成に対する支援措置を実施

- ・ 「がんばる鳥根農林総合事業」(H11~15): 補助金 800 百万円
 - ・ 「いきいき集落営農推進事業」(H17~): 補助金 60 百万円(H17)
- 集落営農の組織化・法人化のための推進活動や機械・施設に対する支援を実施
中山間地域等直接支払事業を有効に活用

【 提案要望の効果 】

地域の実情に見合った担い手育成が実施可能

- ・ 集落営農組織の安定的確保が図られ、農地の集積促進、農業生産の拡大につながる。
- ・ 中山間地域の活性化や農業振興を図る上でも、大きな役割を果たすものと期待される。